

出席停止について

以下の病気は学校保健安全法において蔓延防止と予防のために出席停止扱いになります。

出席停止期間は欠席扱いになりません。医師と出席停止期間を確認し、医師の指示にもとづき登校させてください。登校届等の提出は必要ありません。

よろしくお願いいたします。

第二種	感染症名	出席停止期間	感染症名	出席停止期間
	インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで	新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	風しん	発しんが消失するまで		
第三種	急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症など		学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	その他の感染症 ・感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症など） ・マイコプラズマ感染症 ・溶連菌感染症 など			

【お問い合わせ】

保健室 042-623-4281